

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ながのこどもの城いきいきプロジェクト定款第4章第19条に基づき、役員報酬について、基本事項を定める。

(報酬)

第2条 役員の数全体の3分の1以下の範囲で報酬を支払うことができる。

- (1) 役員が就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (2) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(役員報酬額)

第3条 理事及び監事のうち、この法人を主な勤務場所とする者（以下、「常勤の役員」という。）の報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり100万円を超えない範囲で、理事会において定める。理事長は、理事会において定めた常勤の役員報酬等の額を、通常総会に報告するものとする。

- (2) 常勤の役員を除く役員は、無報酬とする。

(報酬の支払い日)

第4条 役員報酬の支払いは、毎月末日とする。

(報酬の支払い)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で直接役員に支払うものとする。

ただし、法令または規定に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

附則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。